

## 議第16号議案

### 新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月7日提出

提出者	新座市議会議員	嶋野	加代
賛成者	//	鈴木	秀一
	//	佐藤	重忠
	//	富永	孝子
	//	小野	大輔
	//	島田	久仁代

#### 提 案 理 由

災害の発生、重大な感染症のまん延及びその他のやむを得ない事由等により参集することが困難な場合に、オンラインによる方法で委員会を開会することができるよう、所要の改正を行う必要があることから、この案を提出する。

新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

新座市議会委員会条例（昭和52年新座市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(招集) 第13条 [略]</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u> 第13条の2 委員長は、次に掲げるときは、 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法 (以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。 (1) <u>災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認めるとき。</u> (2) <u>疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員から、オンラインによる方法での委員会の開会の求めがあるとき。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認めるとき。</u> 2 <u>前項の場合において、オンラインによる方法で委員会に出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> 3 <u>前項の許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u> 4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥) 第16条 [略] 2 <u>前項の委員長又は委員が、第13条の2第2項の許可を得て委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p> <p>(秘密会) 第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、第13条の2第1項の規定によりオンラインによる方法で委員会</u></p>	<p>(招集) 第13条 [略]</p> <p>(委員長及び委員の除斥) 第16条 [略]</p> <p>(秘密会) 第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>

<u>を開くときは、この限りでない。</u> 2 [略]	2 [略]
---------------------------------	-------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。